

**【表紙】**

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                                |
| 【提出先】      | 関東財務局長 殿                               |
| 【提出日】      | 平成26年10月3日提出                           |
| 【計算期間】     | 第13計算期間<br>(自 平成25年7月11日 至 平成26年7月10日) |
| 【ファンド名】    | ダイワ上場投信 - 東証電気機器株価指数                   |
| 【発行者名】     | 大和証券投資信託委託株式会社                         |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 白川 真                             |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号                      |
| 【事務連絡者氏名】  | 山部 努                                   |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号                      |
| 【電話番号】     | 03-5555-3111                           |
| 【縦覧に供する場所】 | 名 称 株式会社東京証券取引所<br>所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株価指数の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

|      |               |                    |
|------|---------------|--------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信   | 追加型投信              |
|      | 投資対象地域        | 国内                 |
|      | 投資対象資産(収益の源泉) | 株式                 |
|      | 独立区分          | E T F              |
|      | 補足分類          | インデックス型            |
| 属性区分 | 投資対象資産        | 株式 一般              |
|      | 決算頻度          | 年1回                |
|      | 投資対象地域        | 日本                 |
|      | 対象インデックス      | その他の指数（東証電気機器株価指数） |

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「E T F」...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
- ・「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他の指数」...日経225、T O P I Xにあてはまらないすべてのもの

## 商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉)                 | 独立区分 | 補足分類    |
|-------------|--------|-------------------------------|------|---------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式                            | MMF  | インデックス型 |
|             | 海外     | 債券                            | MRF  |         |
| 追加型投信       | 内外     | 不動産投信<br>その他資産<br>( )<br>資産複合 | ETF  | 特殊型     |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

| 投資対象資産         | 決算頻度         | 投資対象地域      | 対象インデックス                |
|----------------|--------------|-------------|-------------------------|
| 株式             |              | グローバル       |                         |
| 一般             | 年1回          | 日本          | 日経225                   |
| 大型株            |              |             |                         |
| 中小型株           | 年2回          | 北米          |                         |
| 債券             |              | 欧州          |                         |
| 一般             | 年4回          | アジア         | TOPIX                   |
| 公債             |              | オセアニア       |                         |
| 社債             | 年6回<br>(隔月)  | 中南米         |                         |
| その他債券          |              | アフリカ        |                         |
| クレジット属性<br>( ) | 年12回<br>(毎月) | 中近東<br>(中東) | その他<br>(東証電気機器<br>株価指数) |
| 不動産投信          | 日々           | エマージング      |                         |
| その他資産<br>( )   |              |             |                         |
| 資産複合<br>( )    | その他<br>( )   |             |                         |
| 資産配分固定型        |              |             |                         |
| 資産配分変更型        |              |             |                         |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## &lt; 信託の限度 &gt;

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株価指数の変動率に一致させることを目的として、東証電気機器株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 東証電気機器株価指数を構成する全銘柄を、同指数の時価総額構成比率から算出される株数の比率に応じて組入れることを原則とします。
- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用を行なえないことがあります。

#### 東証電気機器株価指数について

- ◆東証電気機器株価指数は、TOPIX（東証株価指数）の算出対象銘柄を「証券コード協議会」が定める業種区分に基づき33業種に分類して指数化した「業種別指数」の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、「電気機器」に分類されるすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。
- ◆1968年（昭和43年）1月4日（基準日）の時価総額を100として、東京証券取引所が算出・公表しております（注1参照）。
- ◆新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します（注2参照）。

（注1）算出方法：毎日の指数 = 当日の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 100

（注2）基準時の時価総額の修正方法：

$$\text{修正後の基準時価総額} = \text{修正前日の基準時価総額} \times (\text{修正前日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{修正前日の時価総額}$$

- ① 東証電気機器株価指数の指数値ならびにTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など東証電気機器株価指数に関するすべての権利・ノウハウならびにTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有する。
- ② (株)東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証電気機器株価指数の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができる。
- ③ (株)東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の指数値およびTOPIXの商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証電気機器株価指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ (株)東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、(株)東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではない。
- ⑥ (株)東京証券取引所は、「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の購入者または公衆に対し、「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の説明、投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ (株)東京証券取引所は、当社または「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の購入者のニーズを、東証電気機器株価指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

## 2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
  - 売買単位は、10口単位です。
  - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行ないます。
  - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（東証電気機器株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
  - 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
  - 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みことができます。
  - 解約申込により受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

## 3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利息、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。 決算日は毎年7月10日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- (b) 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の流動性低下時における売買対応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (i) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

## (2) 【ファンドの沿革】

平成14年3月28日 信託契約締結、当初設定、運用開始  
平成14年3月29日 受益証券を東京証券取引所に上場

## (3) 【ファンドの仕組み】

|          | 名 称  | 関係業務の内容   |
|----------|--|---|
| 委託<br>会社 | 大和証券投資信託委託株式会社                                 | 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 1 ）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。 |
| 受託<br>会社 | 三井住友信託銀行株式会社<br>（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） | 信託契約（ 1 ）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。     |
| 取扱<br>窓口 | 販売会社   | 受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（ 2 ）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。               |

- 1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

## &lt; 委託会社の概況（平成26年7月末日現在） &gt;

・資本金の額 151億7,427万2,500円

## ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記  
昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得  
昭和35年 4月 1日 営業開始  
昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。  
平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。  
平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

| 名 称            | 住 所               | 所有<br>株式数 | 比率     |
|----------------|-------------------|-----------|--------|
|                |                   | 株         | %      |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 2,608,525 | 100.00 |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株価指数の変動率に一致させることを目的として、東証電気機器株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行いません。

東証電気機器株価指数を構成する全銘柄を、同指数の時価総額構成比率から算出される株数の比率に応じて組入れることを原則とします。

前 および前 の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用を行なえないことがあります。

### (2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等



6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.の証券または証書を「株式」といいます。

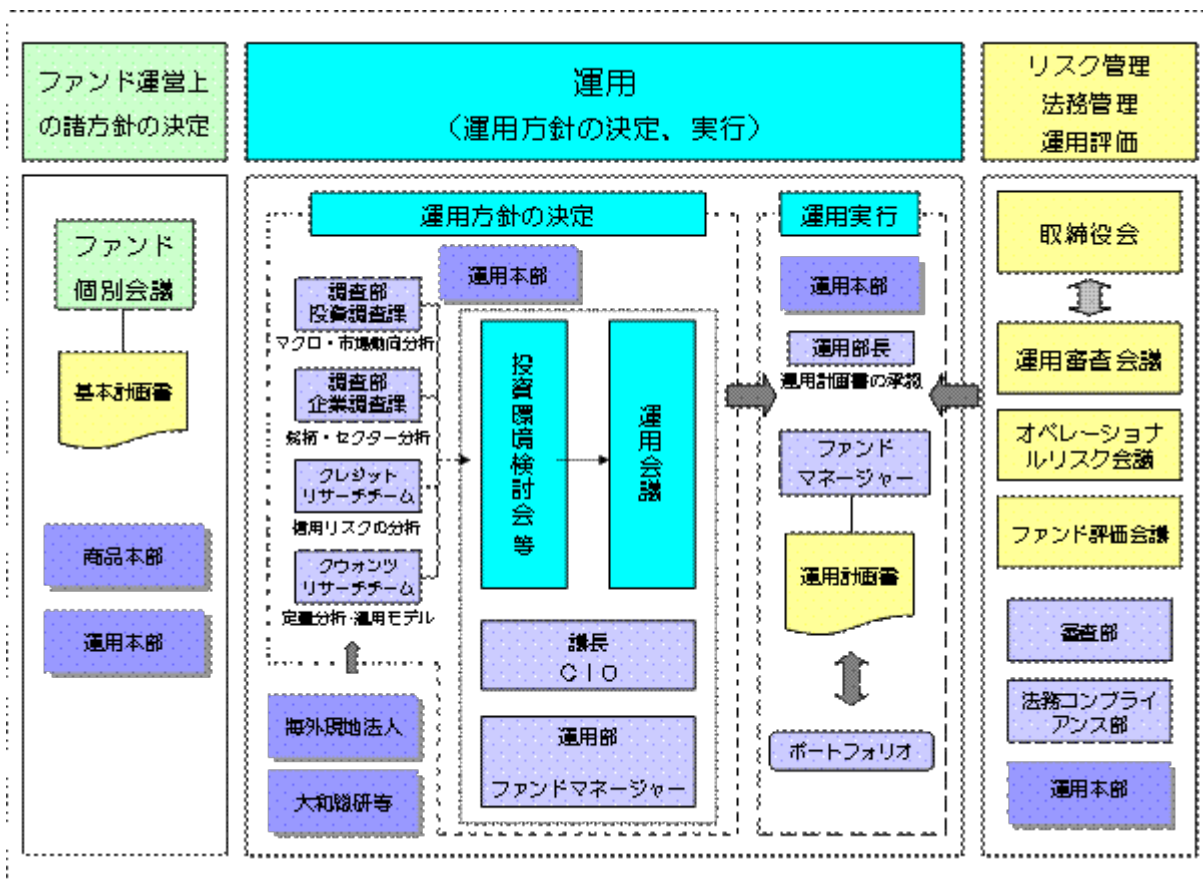
委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

#### ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

#### 八．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### 二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

#### ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

#### ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

#### ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

#### 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成26年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

#### (5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号イもしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ．前イ．にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等（信託約款）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

### 3 【投資リスク】

## (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

### 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、東証電気機器株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないますので、「電気機器」に分類される企業の株価が下落する局面では、基準価額が大きく下落することがあります。また、同指数の時価総額構成比率から算出される株数の比率に応じて組入れることを原則としますので、一銘柄の組入比率が高くなり、各組入銘柄の値動きが基準価額におよぼす影響が大きくなる場合があります。

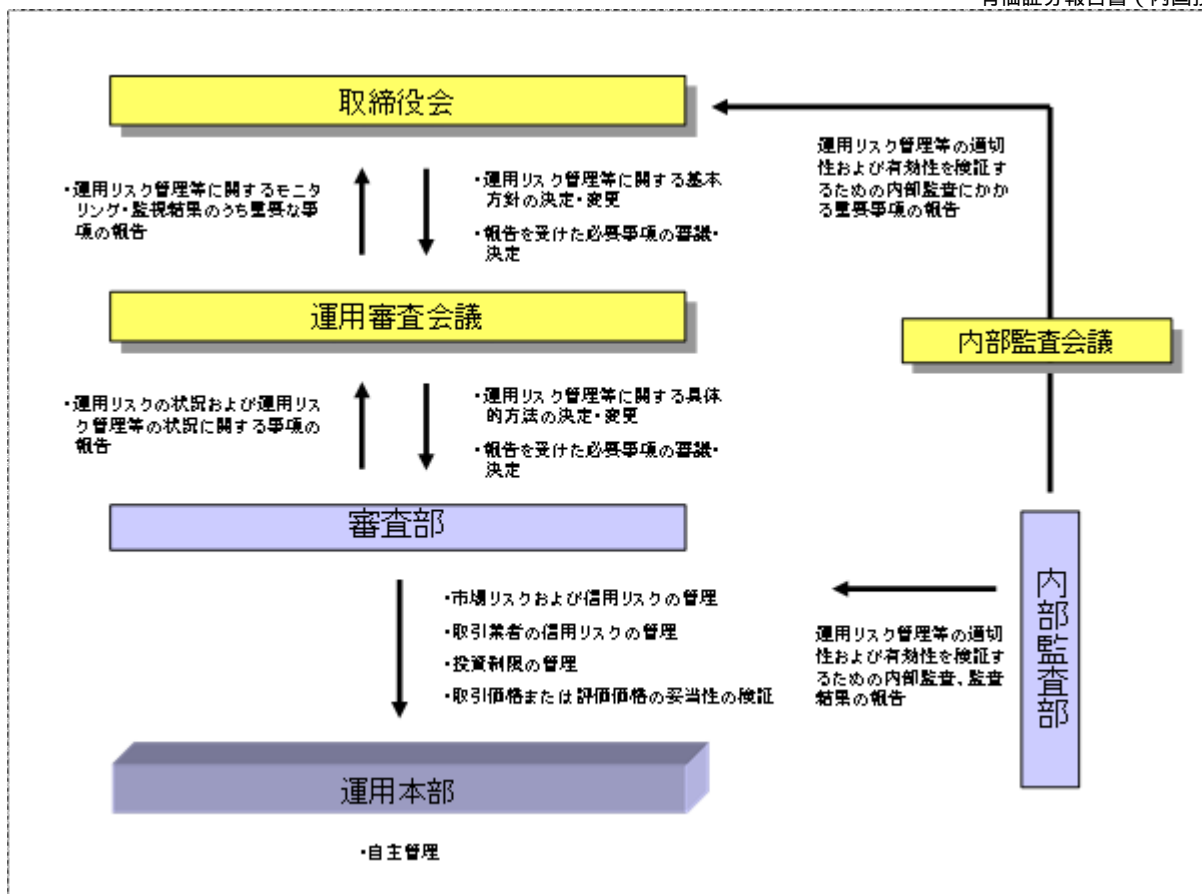
### その他

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (3) リスク管理体制



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

##### (2) 【換金(解約)手数料】

###### 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

信託財産留保額  
ありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

1. 信託財産の純資産総額に年率10,000分の23.76（税抜10,000分の22）以内（提出日現在は、年率10,000分の23.76（税抜10,000分の22））を乗じて得た額。
2. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとして。）に100分の54（税抜100分の50）以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の54（税抜100分の50）以内の率を乗じて得た額。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

前 1.の信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとします（提出日現在）。

イ. 委託会社 年率10,000分の12（税抜）

ロ. 受託会社 年率10,000分の10（税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と通算できます。

#### ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、平成49年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

#### ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

#### イ．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、平成49年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

法人税等の計算において、税額控除制度が適用されます。

益金不算入の対象となります。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

#### ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

（ ）上記は、平成26年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】（平成26年7月31日現在）

## 投資状況

| 投資資産の種類               |      | 時価(円)         | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 株式                    |      | 1,755,070,050 | 99.81   |
|                       | 内 日本 | 1,755,070,050 | 99.81   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |      | 3,308,259     | 0.19    |
| 純資産総額                 |      | 1,758,378,309 | 100.00  |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成26年7月31日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

|   | 銘柄名    | 地域 | 種類 | 業種   | 株数、口数<br>また<br>は<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)        | 評価単価<br>時価<br>(円)        | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|--------|----|----|------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | ファナック  | 日本 | 株式 | 電気機器 | 8,300                    | 17,640.00<br>146,412,000 | 17,990.00<br>149,317,000 | 8.49            |
| 2 | キヤノン   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 43,000                   | 3,261.00<br>140,223,000  | 3,392.00<br>145,856,000  | 8.29            |
| 3 | 日立     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 179,000                  | 764.00<br>136,756,000    | 808.70<br>144,757,300    | 8.23            |
| 4 | パナソニック | 日本 | 株式 | 電気機器 | 84,800                   | 1,222.00<br>103,625,600  | 1,257.50<br>106,636,000  | 6.06            |
| 5 | 三菱電機   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 74,000                   | 1,274.00<br>94,276,000   | 1,376.00<br>101,824,000  | 5.79            |
| 6 | 村田製作所  | 日本 | 株式 | 電気機器 | 7,800                    | 9,511.00<br>74,185,800   | 9,922.00<br>77,391,600   | 4.40            |
| 7 | キーエンス  | 日本 | 株式 | 電気機器 | 1,700                    | 43,385.00<br>73,754,500  | 45,245.00<br>76,916,500  | 4.37            |
| 8 | ソニー    | 日本 | 株式 | 電気機器 | 40,900                   | 1,688.00<br>69,039,200   | 1,772.00<br>72,474,800   | 4.12            |
| 9 | 東芝     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 147,000                  | 472.00<br>69,384,000     | 462.00<br>67,914,000     | 3.86            |



|    |          |    |    |      |         |                         |                         |      |
|----|----------|----|----|------|---------|-------------------------|-------------------------|------|
| 10 | 京セラ      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 13,100  | 4,823.00<br>63,181,300  | 5,047.00<br>66,115,700  | 3.76 |
| 11 | 富士通      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 72,000  | 766.00<br>55,152,000    | 801.00<br>57,672,000    | 3.28 |
| 12 | 日本電産     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 8,000   | 6,481.00<br>51,848,000  | 6,777.00<br>54,216,000  | 3.08 |
| 13 | 東京エレクトロン | 日本 | 株式 | 電気機器 | 6,700   | 7,189.00<br>48,166,300  | 6,740.00<br>45,158,000  | 2.57 |
| 14 | 日本電気     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 102,000 | 355.00<br>36,210,000    | 403.00<br>41,106,000    | 2.34 |
| 15 | オムロン     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 8,400   | 4,245.00<br>35,658,000  | 4,635.00<br>38,934,000  | 2.21 |
| 16 | リコー      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 22,300  | 1,165.00<br>25,979,500  | 1,199.50<br>26,748,850  | 1.52 |
| 17 | シスメックス   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 6,200   | 3,650.00<br>22,630,000  | 4,040.00<br>25,048,000  | 1.42 |
| 18 | ローム      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 3,900   | 5,720.00<br>22,308,000  | 5,910.00<br>23,049,000  | 1.31 |
| 19 | セイコーエプソン | 日本 | 株式 | 電気機器 | 5,100   | 4,310.00<br>21,981,000  | 4,490.00<br>22,899,000  | 1.30 |
| 20 | T D K    | 日本 | 株式 | 電気機器 | 4,500   | 4,800.00<br>21,600,000  | 4,985.00<br>22,432,500  | 1.28 |
| 21 | コニカミノルタ  | 日本 | 株式 | 電気機器 | 19,600  | 1,008.00<br>19,756,800  | 1,115.00<br>21,854,000  | 1.24 |
| 22 | ヒロセ電機    | 日本 | 株式 | 電気機器 | 1,300   | 14,710.00<br>19,123,000 | 14,620.00<br>19,006,000 | 1.08 |
| 23 | ブラザー工業   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 9,600   | 1,782.00<br>17,107,200  | 1,876.00<br>18,009,600  | 1.02 |
| 24 | シャープ     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 54,000  | 325.00<br>17,550,000    | 326.00<br>17,604,000    | 1.00 |
| 25 | 浜松ホトニクス  | 日本 | 株式 | 電気機器 | 3,100   | 4,900.00<br>15,190,000  | 4,890.00<br>15,159,000  | 0.86 |
| 26 | スタンレー電気  | 日本 | 株式 | 電気機器 | 5,300   | 2,616.00<br>13,864,800  | 2,701.00<br>14,315,300  | 0.81 |
| 27 | カシオ      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 7,700   | 1,577.00<br>12,142,900  | 1,747.00<br>13,451,900  | 0.77 |
| 28 | ミネベア     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 10,000  | 1,179.00<br>11,790,000  | 1,237.00<br>12,370,000  | 0.70 |
| 29 | 小糸製作所    | 日本 | 株式 | 電気機器 | 4,100   | 2,655.00<br>10,885,500  | 2,841.00<br>11,648,100  | 0.66 |

|    |      |    |    |      |        |                      |                      |      |
|----|------|----|----|------|--------|----------------------|----------------------|------|
| 30 | 富士電機 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 21,000 | 506.00<br>10,626,000 | 536.00<br>11,256,000 | 0.64 |
|----|------|----|----|------|--------|----------------------|----------------------|------|

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 株式        | 99.81% |
| 合計        | 99.81% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種   | 投資比率   |
|------|--------|
| 電気機器 | 99.81% |
| 合計   | 99.81% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

|                         | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) | 東京証券取<br>引所<br>市場相場 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 第4計算期間末<br>(平成17年7月10日) | 1,668,856,679         | 1,680,833,969         | 1,630.22                   | 1,641.92                   | -                   |
| 第5計算期間末<br>(平成18年7月10日) | 2,169,636,639         | 2,183,763,699         | 2,119.41                   | 2,133.21                   | 2,090               |
| 第6計算期間末<br>(平成19年7月10日) | 2,535,765,480         | 2,553,762,126         | 2,477.06                   | 2,494.64                   | 2,470               |
| 第7計算期間末<br>(平成20年7月10日) | 1,837,570,472         | 1,860,695,855         | 1,795.03                   | 1,817.62                   | -                   |

|                          |               |               |          |          |       |
|--------------------------|---------------|---------------|----------|----------|-------|
| 第8計算期間末<br>(平成21年7月10日)  | 1,139,761,851 | 1,159,713,764 | 1,113.37 | 1,132.86 | -     |
| 第9計算期間末<br>(平成22年7月10日)  | 1,282,650,395 | 1,295,753,755 | 1,252.96 | 1,265.76 | 1,244 |
| 第10計算期間末<br>(平成23年7月10日) | 1,325,474,231 | 1,344,310,311 | 1,294.79 | 1,313.19 | -     |
| 第11計算期間末<br>(平成24年7月10日) | 981,776,712   | 1,001,022,272 | 959.05   | 977.85   | -     |
| 第12計算期間末<br>(平成25年7月10日) | 1,439,070,535 | 1,457,599,505 | 1,405.75 | 1,423.85 | 1,389 |
| 平成25年7月末日                | 1,357,663,895 | -             | 1,326.23 | -        | 1,340 |
| 8月末日                     | 1,322,977,927 | -             | 1,292.35 | -        | -     |
| 9月末日                     | 1,445,452,848 | -             | 1,411.99 | -        | -     |
| 10月末日                    | 1,459,845,939 | -             | 1,426.05 | -        | -     |
| 11月末日                    | 1,589,283,803 | -             | 1,552.49 | -        | 1,527 |
| 12月末日                    | 1,664,786,556 | -             | 1,626.24 | -        | -     |
| 平成26年1月末日                | 1,586,241,025 | -             | 1,549.52 | -        | 1,534 |
| 2月末日                     | 1,648,426,256 | -             | 1,610.26 | -        | -     |
| 3月末日                     | 1,646,221,896 | -             | 1,608.11 | -        | -     |
| 4月末日                     | 1,578,084,321 | -             | 1,541.55 | -        | -     |
| 5月末日                     | 1,592,886,204 | -             | 1,556.01 | -        | -     |
| 6月末日                     | 1,702,738,417 | -             | 1,663.32 | -        | -     |
| 第13計算期間末<br>(平成26年7月10日) | 1,695,479,585 | 1,716,260,695 | 1,656.23 | 1,676.53 | -     |
| 7月末日                     | 1,758,378,309 | -             | 1,717.67 | -        | -     |

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

#### 【分配の推移】

|         | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第4計算期間  | 11.70       |
| 第5計算期間  | 13.80       |
| 第6計算期間  | 17.58       |
| 第7計算期間  | 22.59       |
| 第8計算期間  | 19.49       |
| 第9計算期間  | 12.80       |
| 第10計算期間 | 18.40       |
| 第11計算期間 | 18.80       |

|         |       |
|---------|-------|
| 第12計算期間 | 18.10 |
| 第13計算期間 | 20.30 |

## 【収益率の推移】

|         | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第4計算期間  | 2.1    |
| 第5計算期間  | 30.9   |
| 第6計算期間  | 17.7   |
| 第7計算期間  | 26.6   |
| 第8計算期間  | 36.9   |
| 第9計算期間  | 13.7   |
| 第10計算期間 | 4.8    |
| 第11計算期間 | 24.5   |
| 第12計算期間 | 48.5   |
| 第13計算期間 | 19.3   |

## (4) 【設定及び解約の実績】

|         | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|---------|---------|
| 第4計算期間  | 0       | 0       |
| 第5計算期間  | 0       | 0       |
| 第6計算期間  | 0       | 0       |
| 第7計算期間  | 0       | 0       |
| 第8計算期間  | 0       | 0       |
| 第9計算期間  | 0       | 0       |
| 第10計算期間 | 0       | 0       |
| 第11計算期間 | 0       | 0       |
| 第12計算期間 | 0       | 0       |
| 第13計算期間 | 0       | 0       |

(参考情報) 運用実績

2014年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 171,767円 |
| 純資産総額 | 17億円     |

## 基準価額の騰落率

| 期間   | ファンド  |
|------|-------|
| 1カ月間 | 4.5%  |
| 3カ月間 | 12.8% |
| 6カ月間 | 12.2% |
| 1年間  | 31.1% |
| 3年間  | 45.8% |
| 5年間  | 42.4% |
| 設定来  | 2.3%  |



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(100口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 2,030円 設定来分配金合計額: 19,180円

| 決算期 | 第2期   | 第3期   | 第4期    | 第5期    | 第6期    | 第7期    | 第8期    | 第9期    | 第10期   | 第11期   | 第12期   | 第13期   |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 03年7月 | 04年7月 | 05年7月  | 06年7月  | 07年7月  | 08年7月  | 09年7月  | 10年7月  | 11年7月  | 12年7月  | 13年7月  | 14年7月  |
| 分配金 | 687円  | 869円  | 1,170円 | 1,380円 | 1,758円 | 2,259円 | 1,949円 | 1,280円 | 1,840円 | 1,880円 | 1,810円 | 2,030円 |

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

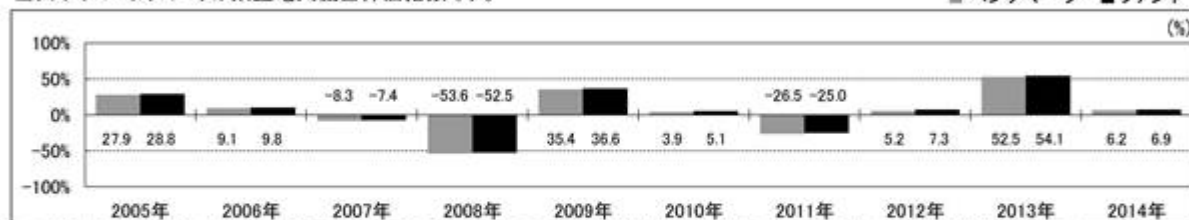
※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       | 銘柄数 | 比率     | 株式東証33業種別構成 | 比率    | 組入上位10銘柄 | 業種名  | 比率    |
|-------------|-----|--------|-------------|-------|----------|------|-------|
| 国内株式        | 156 | 99.8%  | 電気機器        | 99.8% | ファンック    | 電気機器 | 8.5%  |
| 国内株式先物      | -   | -      |             |       | キャノン     | 電気機器 | 8.3%  |
| 不動産投資信託等    | -   | -      |             |       | 日立       | 電気機器 | 8.2%  |
| コール・ローン、その他 |     | 0.2%   |             |       | パナソニック   | 電気機器 | 6.1%  |
| 合計          | 156 | 100.0% |             |       | 三菱電機     | 電気機器 | 5.8%  |
| 株式市場・上場別構成  |     |        |             |       | 村田製作所    | 電気機器 | 4.4%  |
| 一部(東証・名証)   |     | 99.8%  |             |       | キーエンス    | 電気機器 | 4.4%  |
| 二部(東証・名証)   |     | -      |             |       | ソニー      | 電気機器 | 4.1%  |
| 新興市場他       |     | -      |             |       | 東芝       | 電気機器 | 3.9%  |
| その他         |     | -      |             |       | 京セラ      | 電気機器 | 3.8%  |
| 合計          |     | 99.8%  | 合計          | 99.8% | 合計       |      | 57.4% |

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証電気機器株価指数です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2014年は7月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

- イ．受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ロ．受益権の取得申込者は、東証電気機器株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ハ．受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時）までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。
- ニ．取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。
- ホ．前ロ．にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。
- ヘ．前ロ．にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限り、）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ト．前ヘ．に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。
- チ．販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。
- リ．販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。
- ヌ．取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前チ．に定める株式（前ホ．および前ヘ．に該当する場合の金銭を含みます。）または前リ．に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ル．委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 東証電気機器株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
  2. 東証電気機器株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
  3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
  4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- ヲ. 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- ワ. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- カ. 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭または担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

## 2 【換金(解約)手続等】

### <解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中において信託契約の一部解約の実行を請求することはできません。

### <交換>

- イ. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。
- ロ. 受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとします。
- ハ. 交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時)までに交換請求をした場合には、その翌営業日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。
- ニ. 委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の振替受益権と交換するものとします。交換に際し、振替受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- ホ. 前イ.にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、振替受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、振替受益権の交換請求を受付けることがあります。
1. 東証電気機器株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日

2. 東証電気機器株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日以内
  3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内）
  4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- へ. 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとし、当該抹消にかかる手続きおよび後ル. に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後ル. または後ヲ. に定める当該交換にかかる振替受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前イ. の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ト. 受託会社は、後ル. または後ヲ. の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後ヨ. に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものとして取扱います。
- チ. 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとし、当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとし、
- リ. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- ヌ. 前リ. により交換請求の受付けを中止したときは、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして計算されるものとし、
- ル. 委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる振替受益権と、当該振替受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。
- ヲ. 前ル. にかかわらず、委託会社が指定する株式に自社株式等が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前ル. の請求にかかる振替受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の振替受益権と、当該振替受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託会社に指図するものとし、
- ワ. 前ヲ. に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとし、この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとし、
- カ. 受託会社は、前へ. に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとし、受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前イ. の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。
- ヨ. 委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとし、



<買取り>

イ．販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、  
2．の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

ロ．前イ．の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

ハ．販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

ニ．前ハ．により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前ロ．に準じて計算されたものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東証電気機器株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式：  
原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が200万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは東証電気機器株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.および前2.の各事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 前3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 前4.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前4.から前6.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前4.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1.から7.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の4.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金にかかる請求権

< 支払方法 >

- イ．受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に依りて請求する権利を有します。
- ロ．計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。
- ハ．受益者は、原則として前ロ．に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者を經由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前ロ．に規定する登録を受託会社に対して直接行なうことができます。
- ニ．社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
- (a) 受益権は、前ハ．の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- (b) 前ハ．の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前(a)の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出するものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申し出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
- (c) 前ハ．の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前(a)の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
- ホ．追加信託時の受益者については、前ロ．に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
- ヘ．前ロ．に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前ハ．に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- ト．受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、前ロ．の名義登録受益者にかかる収益分配金の未払い残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
- チ．受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

#### 信託終了時の交換等

- イ．委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。

- ロ．委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとし、この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとし、
- ハ．信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとし、交換により引渡される株式に当該販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとし、
- ニ．受益者が前イ．の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

#### 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(平成25年7月11日から平成26年7月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ダイワ上場投信 - 東証電気機器株価指数

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第12期<br>平成25年7月10日現在       | 第13期<br>平成26年7月10日現在       |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                            |                            |
| 流動資産            |                            |                            |
| コール・ローン         | 9,373,311                  | 15,723,925                 |
| 株式              | 1,432,783,400              | 1,692,211,600              |
| 未収入金            | 13,765,300                 | 7,172,749                  |
| 未収配当金           | 3,207,200                  | 3,086,000                  |
| 流動資産合計          | 1,459,129,211              | 1,718,194,274              |
| 資産合計            | 1,459,129,211              | 1,718,194,274              |
| <b>負債の部</b>     |                            |                            |
| 流動負債            |                            |                            |
| 未払収益分配金         | 18,528,970                 | 20,781,110                 |
| 未払受託者報酬         | 679,910                    | 859,182                    |
| 未払委託者報酬         | 815,894                    | 1,030,990                  |
| その他未払費用         | 33,902                     | 43,407                     |
| 流動負債合計          | 20,058,676                 | 22,714,689                 |
| 負債合計            | 20,058,676                 | 22,714,689                 |
| <b>純資産の部</b>    |                            |                            |
| 元本等             |                            |                            |
| 元本              | <sup>1</sup> 1,958,338,100 | <sup>1</sup> 1,958,338,100 |
| 剰余金             |                            |                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | <sup>2</sup> 519,267,565   | <sup>2</sup> 262,858,515   |
| （分配準備積立金）       | 3,242,459                  | 3,102,308                  |
| 元本等合計           | 1,439,070,535              | 1,695,479,585              |
| 純資産合計           | 1,439,070,535              | 1,695,479,585              |
| 負債純資産合計         | 1,459,129,211              | 1,718,194,274              |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                 | 自 | 第12期<br>平成24年7月11日<br>平成25年7月10日 | 自 | 第13期<br>平成25年7月11日<br>平成26年7月10日 |
|-----------------|---|----------------------------------|---|----------------------------------|
| <b>営業収益</b>     |   |                                  |   |                                  |
| 受取配当金           |   | 21,379,158                       |   | 24,319,004                       |
| 受取利息            |   | 4,119                            |   | 3,730                            |
| 有価証券売買等損益       |   | 457,107,103                      |   | 256,549,201                      |
| その他収益           |   | 61                               |   | 53                               |
| 営業収益合計          |   | 478,490,441                      |   | 280,871,988                      |
| <b>営業費用</b>     |   |                                  |   |                                  |
| 受託者報酬           |   | 1,185,701                        |   | 1,636,213                        |
| 委託者報酬           |   | 1,422,842                        |   | 1,963,440                        |
| その他費用           |   | 59,105                           |   | 82,175                           |
| 営業費用合計          |   | 2,667,648                        |   | 3,681,828                        |
| 営業利益            |   | 475,822,793                      |   | 277,190,160                      |
| 経常利益            |   | 475,822,793                      |   | 277,190,160                      |
| 当期純利益           |   | 475,822,793                      |   | 277,190,160                      |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） |   | 976,561,388                      |   | 519,267,565                      |
| 分配金             |   | 1 18,528,970                     |   | 1 20,781,110                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） |   | 519,267,565                      |   | 262,858,515                      |



## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                | 第13期  |              |
|--------------------|---|--------------|
|                    | 自 平成25年7月11日  | 至 平成26年7月10日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br><br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |              |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | 受取配当金<br><br>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  |              |

## (貸借対照表に関する注記)

| 区 分                 | 第12期  | 第13期  |
|---------------------|---|---|
|                     | 平成25年7月10日現在                                    | 平成26年7月10日現在                                    |
| 1. 1 期首元本額          | 1,958,338,100円                                  | 1,958,338,100円                                  |
| 期中追加設定元本額           | - 円   | - 円   |
| 期中一部交換元本額           | - 円   | - 円   |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 1,023,700口                                      | 1,023,700口                                      |
| 3. 2 元本の欠損          | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は519,267,565円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は262,858,515円であります。 |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第12期                         | 第13期                         |
|-----|------------------------------|------------------------------|
|     | 自 平成24年7月11日<br>至 平成25年7月10日 | 自 平成25年7月11日<br>至 平成26年7月10日 |

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 1 分配金の計算過程 | 当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(21,383,338円)及び分配準備積立金(3,055,739円)の合計額から、経費(2,667,648円)を控除して計算される分配対象額は21,771,429円(100口当たり2,126円)であり、うち18,528,970円(100口当たり1,810円)を分配金額としております。 | 当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(24,322,787円)及び分配準備積立金(3,242,459円)の合計額から、経費(3,681,828円)を控除して計算される分配対象額は23,883,418円(100口当たり2,333円)であり、うち20,781,110円(100口当たり2,030円)を分配金額としております。 |
|------------|---|---|

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                        | 第13期<br>自 平成25年7月11日<br>至 平成26年7月10日   |
|----------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針            | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。   |
| 2. 金融商品の内容及びリスク            | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。              |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。   |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第13期<br>平成26年7月10日現在 |
|-----|----------------------|
|-----|----------------------|

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | (1)有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

| 種 類 | 第12期<br>平成25年7月10日現在     | 第13期<br>平成26年7月10日現在     |
|-----|--------------------------|--------------------------|
|     | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額(円) |
| 株式  | 452,306,020              | 254,180,139              |
| 合計  | 452,306,020              | 254,180,139              |

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第12期<br>平成25年7月10日現在 | 第13期<br>平成26年7月10日現在 |
|----------------------|----------------------|
| 該当事項はありません。          | 該当事項はありません。          |

## (関連当事者との取引に関する注記)

| 第13期<br>自 平成25年7月11日<br>至 平成26年7月10日                              |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

## (1口当たり情報)

|               | 第12期<br>平成25年7月10日現在 | 第13期<br>平成26年7月10日現在 |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額     | 1,405.75円            | 1,656.23円            |
| (100口当たり純資産額) | (140,575円)           | (165,623円)           |

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

| 銘柄           | 株式数     | 評価額(円) |             | 備考 |
|--------------|---------|--------|-------------|----|
|              |         | 単価     | 金額          |    |
| イビデン         | 4,500   | 2,016  | 9,072,000   |    |
| コニカミノルタ      | 19,600  | 1,008  | 19,756,800  |    |
| ブラザー工業       | 9,600   | 1,782  | 17,107,200  |    |
| ミネベア         | 10,000  | 1,179  | 11,790,000  |    |
| 日立           | 179,000 | 764    | 136,756,000 |    |
| 東芝           | 147,000 | 472    | 69,384,000  |    |
| 三菱電機         | 74,000  | 1,274  | 94,276,000  |    |
| 富士電機         | 21,000  | 506    | 10,626,000  |    |
| 東洋電機製造       | 2,000   | 426    | 852,000     |    |
| 安川電機         | 8,200   | 1,266  | 10,381,200  |    |
| シンフォニアテクノロジー | 4,000   | 164    | 656,000     |    |
| 明電舎          | 7,000   | 422    | 2,954,000   |    |
| オリジン電気       | 1,000   | 347    | 347,000     |    |
| 山洋電気         | 1,000   | 769    | 769,000     |    |
| デンヨー         | 700     | 1,596  | 1,117,200   |    |
| 東芝テック        | 5,000   | 709    | 3,545,000   |    |
| 芝浦メカトロニクス    | 1,000   | 316    | 316,000     |    |
| マブチモーター      | 1,000   | 8,000  | 8,000,000   |    |
| 日本電産         | 8,000   | 6,481  | 51,848,000  |    |
| 東光高岳         | 400     | 1,444  | 577,600     |    |
| 宮越ホールディングス   | 300     | 250    | 75,000      |    |
| ダイヘン         | 4,000   | 464    | 1,856,000   |    |
| ヤーマン         | 100     | 1,353  | 135,300     |    |
| JVCケンウッド     | 5,100   | 232    | 1,183,200   |    |
| 第一精工         | 300     | 1,800  | 540,000     |    |
| 日新電機         | 1,000   | 650    | 650,000     |    |
| 大崎電気         | 1,000   | 573    | 573,000     |    |
| オムロン         | 8,400   | 4,245  | 35,658,000  |    |
| 日東工業         | 1,100   | 2,185  | 2,403,500   |    |
| I D E C      | 1,000   | 921    | 921,000     |    |
| ジーエス・ユアサコーポ  | 14,000  | 686    | 9,604,000   |    |
| サクサホールディングス  | 2,000   | 163    | 326,000     |    |
| メルコホールディングス  | 400     | 2,149  | 859,600     |    |
| テクノメディカ      | 200     | 2,389  | 477,800     |    |
| 日本電気         | 102,000 | 355    | 36,210,000  |    |

|                  |        |       |             |
|------------------|--------|-------|-------------|
| 富士通              | 72,000 | 766   | 55,152,000  |
| 沖電気              | 30,000 | 216   | 6,480,000   |
| 岩崎通信機            | 3,000  | 93    | 279,000     |
| 電気興業             | 2,000  | 653   | 1,306,000   |
| サンケン電気           | 4,000  | 830   | 3,320,000   |
| ナカヨ通信機           | 1,000  | 411   | 411,000     |
| アイホン             | 400    | 2,013 | 805,200     |
| ルネサスエレクトロニクス     | 3,800  | 772   | 2,933,600   |
| セイコーエプソン         | 5,100  | 4,310 | 21,981,000  |
| ワコム              | 5,900  | 553   | 3,262,700   |
| アルバック            | 1,400  | 2,058 | 2,881,200   |
| アクセル             | 400    | 1,485 | 594,000     |
| ピクセラ             | 300    | 142   | 42,600      |
| E I Z O          | 700    | 2,726 | 1,908,200   |
| ジャパンディスプレイ       | 12,500 | 614   | 7,675,000   |
| 日本信号             | 2,100  | 964   | 2,024,400   |
| 京三製作所            | 2,000  | 386   | 772,000     |
| 能美防災             | 1,000  | 1,607 | 1,607,000   |
| ホーチキ             | 1,000  | 817   | 817,000     |
| エレコム             | 300    | 2,599 | 779,700     |
| 日本無線             | 2,000  | 444   | 888,000     |
| パナソニック           | 84,900 | 1,222 | 103,747,800 |
| シャープ             | 54,000 | 325   | 17,550,000  |
| アンリツ             | 4,300  | 1,128 | 4,850,400   |
| 富士通ゼネラル          | 2,000  | 1,195 | 2,390,000   |
| 日立国際電気           | 1,000  | 1,432 | 1,432,000   |
| ソニー              | 41,000 | 1,688 | 69,208,000  |
| T D K            | 4,500  | 4,800 | 21,600,000  |
| 帝国通信工業           | 2,000  | 183   | 366,000     |
| ミツミ電機            | 2,800  | 750   | 2,100,000   |
| タムラ製作所           | 3,000  | 390   | 1,170,000   |
| アルプス電気           | 5,400  | 1,420 | 7,668,000   |
| 池上通信機            | 2,000  | 117   | 234,000     |
| パイオニア            | 10,300 | 259   | 2,667,700   |
| 日本電波工業           | 700    | 1,018 | 712,600     |
| 日本トリム            | 200    | 3,720 | 744,000     |
| ローランド ディー . ジー . | 300    | 3,795 | 1,138,500   |
| フオスタ - 電機        | 800    | 1,267 | 1,013,600   |
| クラリオン            | 5,000  | 312   | 1,560,000   |
| S M K            | 2,000  | 413   | 826,000     |

|                     |       |        |            |
|---------------------|-------|--------|------------|
| ヨコオ                 | 600   | 529    | 317,400    |
| 東 光                 | 2,000 | 297    | 594,000    |
| ティアック               | 4,000 | 66     | 264,000    |
| ホシデン                | 2,200 | 639    | 1,405,800  |
| ヒロセ電機               | 1,300 | 14,710 | 19,123,000 |
| 日本航空電子              | 2,000 | 2,413  | 4,826,000  |
| T O A               | 800   | 1,252  | 1,001,600  |
| 日立マクセル              | 1,300 | 1,772  | 2,303,600  |
| 古野電気                | 1,000 | 676    | 676,000    |
| ユニデン                | 2,000 | 261    | 522,000    |
| アルパイン               | 1,600 | 1,569  | 2,510,400  |
| スミダコーポレーション         | 600   | 685    | 411,000    |
| アイコム                | 400   | 2,520  | 1,008,000  |
| リオン                 | 200   | 1,495  | 299,000    |
| 船井電機                | 800   | 1,108  | 886,400    |
| 横河電機                | 8,100 | 1,274  | 10,319,400 |
| 新電元工業               | 2,000 | 579    | 1,158,000  |
| アズビル                | 2,300 | 2,534  | 5,828,200  |
| 東亜ディーケーケー           | 300   | 523    | 156,900    |
| 日本光電工業              | 1,600 | 5,130  | 8,208,000  |
| チ ノ ー               | 1,000 | 298    | 298,000    |
| 共和電業                | 1,000 | 542    | 542,000    |
| 日本電子材料              | 300   | 502    | 150,600    |
| 堀場製作所               | 1,400 | 3,630  | 5,082,000  |
| アドバンテスト             | 5,100 | 1,205  | 6,145,500  |
| 小野測器                | 400   | 1,024  | 409,600    |
| エスペック               | 800   | 898    | 718,400    |
| パナソニックデバイス          | 700   | 497    | 347,900    |
| キーエンス               | 1,700 | 43,385 | 73,754,500 |
| 日置電機                | 400   | 1,728  | 691,200    |
| シスメックス              | 6,200 | 3,650  | 22,630,000 |
| メガチップス              | 700   | 1,481  | 1,036,700  |
| O B A R A G R O U P | 500   | 4,405  | 2,202,500  |
| 日本電産コパル電子           | 800   | 890    | 712,000    |
| 澤藤電機                | 1,000 | 221    | 221,000    |
| コーセル                | 1,100 | 1,305  | 1,435,500  |
| 新日本無線               | 1,000 | 438    | 438,000    |
| オブテックス              | 500   | 2,194  | 1,097,000  |
| 千代田インテグレ            | 300   | 1,608  | 482,400    |
| レーザーテック             | 800   | 1,004  | 803,200    |

|               |        |        |             |  |
|---------------|--------|--------|-------------|--|
| スタンレー電気       | 5,400  | 2,616  | 14,126,400  |  |
| 岩崎電気          | 3,000  | 244    | 732,000     |  |
| ウシオ電機         | 4,500  | 1,244  | 5,598,000   |  |
| 岡谷電機          | 400    | 380    | 152,000     |  |
| ヘリオステクノH      | 600    | 325    | 195,000     |  |
| 日本セラミック       | 400    | 1,638  | 655,200     |  |
| 遠藤照明          | 400    | 1,500  | 600,000     |  |
| 日本デジタル研究所     | 500    | 1,812  | 906,000     |  |
| 古河電池          | 1,000  | 697    | 697,000     |  |
| 双信電機          | 400    | 382    | 152,800     |  |
| 山一電機          | 800    | 633    | 506,400     |  |
| 図 研           | 500    | 1,025  | 512,500     |  |
| 日本電子          | 3,000  | 446    | 1,338,000   |  |
| カ シ オ         | 7,700  | 1,577  | 12,142,900  |  |
| ファナック         | 8,300  | 17,640 | 146,412,000 |  |
| 日本シイエムケイ      | 1,700  | 282    | 479,400     |  |
| エンプラス         | 300    | 7,610  | 2,283,000   |  |
| 大真空           | 1,000  | 383    | 383,000     |  |
| ロ - ム         | 3,900  | 5,720  | 22,308,000  |  |
| 浜松ホトニクス       | 3,100  | 4,900  | 15,190,000  |  |
| 三井ハイテック       | 1,000  | 710    | 710,000     |  |
| 新光電気工業        | 2,500  | 880    | 2,200,000   |  |
| 京 セ ラ         | 13,100 | 4,823  | 63,181,300  |  |
| 太陽誘電          | 3,600  | 1,104  | 3,974,400   |  |
| 村田製作所         | 7,800  | 9,511  | 74,185,800  |  |
| ユーシン          | 1,000  | 593    | 593,000     |  |
| 双葉電子工業        | 1,400  | 1,683  | 2,356,200   |  |
| 北陸電気工業        | 3,000  | 165    | 495,000     |  |
| ニチコン          | 2,300  | 780    | 1,794,000   |  |
| 日本ケミコン        | 5,000  | 273    | 1,365,000   |  |
| K O A         | 900    | 981    | 882,900     |  |
| 市光工業          | 2,000  | 165    | 330,000     |  |
| 小糸製作所         | 4,100  | 2,655  | 10,885,500  |  |
| ミツバ           | 1,400  | 1,727  | 2,417,800   |  |
| スター精密         | 1,400  | 1,445  | 2,023,000   |  |
| 大日本スクリ - ン    | 7,000  | 486    | 3,402,000   |  |
| キヤノン電子        | 700    | 1,877  | 1,313,900   |  |
| キヤノン          | 43,100 | 3,261  | 140,549,100 |  |
| リ コ -         | 22,300 | 1,165  | 25,979,500  |  |
| MUTOHホールディングス | 1,000  | 519    | 519,000     |  |

|          |       |       |               |  |
|----------|-------|-------|---------------|--|
| 東京エレクトロン | 6,700 | 7,189 | 48,166,300    |  |
| 合計       |       |       | 1,692,211,600 |  |

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成26年7月31日

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 資産総額             | 1,780,436,148円 |
| 負債総額             | 22,057,839円    |
| 純資産総額（ - ）       | 1,758,378,309円 |
| 発行済数量            | 1,023,700口     |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 1,717.67円      |

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

(3) 受益者に対する特典  
ありません。

(4) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成26年7月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO(Chief Investment Officer)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を

把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成26年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格      | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託  | 13    | 165,320       |
| 追加型株式投資信託  | 521   | 10,026,856    |
| 株式投資信託 合計  | 534   | 10,192,176    |
| 単位型公社債投資信託 | -     | -             |
| 追加型公社債投資信託 | 17    | 3,155,324     |
| 公社債投資信託 合計 | 17    | 3,155,324     |
| 総合計        | 551   | 13,347,500    |

## 3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

|             | 前事業年度<br>(平成25年3月31日現在) | 当事業年度<br>(平成26年3月31日現在) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b> |                         |                         |
| <b>流動資産</b> |                         |                         |
| 現金・預金       | 14,380,327              | 15,186,222              |
| 有価証券        | 9,427,636               | 15,003,765              |
| 前払金         | 207                     | 453                     |
| 前払費用        | 142,919                 | 157,453                 |
| 未収入金        | 521,825                 | -                       |
| 未収委託者報酬     | 7,183,011               | 8,265,950               |
| 未収収益        | 106,914                 | 103,432                 |
| 貯蔵品         | 9,551                   | 14,492                  |
| 繰延税金資産      | 491,727                 | 674,141                 |
| その他         | 8,445                   | 597                     |
| 流動資産計       | 32,272,567              | 39,406,511              |
| <b>固定資産</b> |                         |                         |
| 有形固定資産      | 1                       | 1                       |
| 建物（純額）      | 254,258                 | 252,417                 |
| 器具備品（純額）    | 26,257                  | 23,555                  |
| リース資産（純額）   | 222,274                 | 224,362                 |
| リース資産（純額）   | 5,726                   | 4,499                   |
| 無形固定資産      | 3,194,512               | 2,991,462               |
| ソフトウェア      | 3,132,238               | 2,910,918               |
| ソフトウェア仮勘定   | 50,423                  | 68,693                  |
| 電話加入権       | 11,850                  | 11,850                  |
| 投資その他の資産    | 15,113,434              | 15,077,046              |

|              |   |            |   |            |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 投資有価証券       |   | 8,342,934  |   | 8,338,733  |
| 関係会社株式       |   | 5,141,069  |   | 5,141,069  |
| 出資金          |   | 136,315    |   | 129,405    |
| 従業員に対する長期貸付金 |   | 92,527     |   | 68,396     |
| 差入保証金        |   | 1,000,820  |   | 997,594    |
| 長期前払費用       |   | 7,376      |   | 6,484      |
| 投資不動産（純額）    | 1 | 402,340    | 1 | 398,402    |
| 貸倒引当金        |   | 9,950      |   | 3,040      |
| 固定資産計        |   | 18,562,205 |   | 18,320,926 |
| 資産合計         |   | 50,834,773 |   | 57,727,438 |

（単位:千円）

|              | 前事業年度<br>（平成25年3月31日現在） | 当事業年度<br>（平成26年3月31日現在） |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>負債の部</b>  |                         |                         |
| <b>流動負債</b>  |                         |                         |
| リース債務        | 1,227                   | 1,227                   |
| 預り金          | 56,491                  | 53,677                  |
| 未払金          | 6,795,899               | 8,998,456               |
| 未払収益分配金      | 10,333                  | 7,931                   |
| 未払償還金        | 113,002                 | 77,698                  |
| 未払手数料        | 3,764,501               | 4,277,412               |
| その他未払金       | 2 2,908,061             | 2 4,635,414             |
| 未払費用         | 3,383,551               | 3,463,796               |
| 未払法人税等       | 588,040                 | 1,530,565               |
| 未払消費税等       | 189,139                 | 530,831                 |
| 賞与引当金        | 841,300                 | 955,600                 |
| 流動負債計        | 11,855,648              | 15,534,154              |
| <b>固定負債</b>  |                         |                         |
| リース債務        | 4,494                   | 3,272                   |
| 退職給付引当金      | 1,935,442               | 1,959,451               |
| 役員退職慰労引当金    | 67,410                  | 80,280                  |
| 繰延税金負債       | 1,740,407               | 1,789,543               |
| 固定負債計        | 3,747,753               | 3,832,547               |
| 負債合計         | 15,603,402              | 19,366,702              |
| <b>純資産の部</b> |                         |                         |
| <b>株主資本</b>  |                         |                         |
| 資本金          | 15,174,272              | 15,174,272              |
| 資本剰余金        |                         |                         |
| 資本準備金        | 11,495,727              | 11,495,727              |

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 資本剰余金合計      | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金        |            |            |
| 利益準備金        | 374,297    | 374,297    |
| その他利益剰余金     |            |            |
| 繰越利益剰余金      | 7,722,723  | 10,821,849 |
| 利益剰余金合計      | 8,097,020  | 11,196,146 |
| 株主資本合計       | 34,767,020 | 37,866,146 |
| 評価・換算差額等     |            |            |
| その他有価証券評価差額金 | 464,350    | 494,589    |
| 評価・換算差額等合計   | 464,350    | 494,589    |
| 純資産合計        | 35,231,371 | 38,360,735 |
| 負債・純資産合計     | 50,834,773 | 57,727,438 |

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

|          | 前事業年度<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) |
|----------|--|--|
| 営業収益     |  |  |
| 委託者報酬    | 73,498,726                             | 84,771,977                             |
| その他営業収益  | 526,465                                | 788,473                                |
| 営業収益計    | 74,025,191                             | 85,560,451                             |
| 営業費用     |  |  |
| 支払手数料    | 41,213,272                             | 47,520,063                             |
| 広告宣伝費    | 604,864                                | 668,841                                |
| 公告費      | 949                                    | 533                                    |
| 受益証券発行費  | -                                      | 25                                     |
| 調査費      | 8,116,701                              | 8,246,807                              |
| 調査費      | 824,915                                | 741,792                                |
| 委託調査費    | 7,291,786                              | 7,505,015                              |
| 委託計算費    | 807,090                                | 735,588                                |
| 営業雑経費    | 1,280,599                              | 1,322,711                              |
| 通信費      | 206,564                                | 249,081                                |
| 印刷費      | 404,023                                | 477,092                                |
| 協会費      | 53,643                                 | 54,190                                 |
| 諸会費      | 11,281                                 | 11,711                                 |
| その他営業雑経費 | 605,086                                | 530,634                                |
| 営業費用計    | 52,023,478                             | 58,494,570                             |
| 一般管理費    |  |  |
| 給料       | 5,264,128                              | 5,708,541                              |
| 役員報酬     | 249,180                                | 243,000                                |
| 給料・手当    | 3,782,533                              | 3,785,717                              |



|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 賞与           | 391,114    | 724,223    |
| 賞与引当金繰入額     | 841,300    | 955,600    |
| 福利厚生費        | 809,254    | 793,740    |
| 交際費          | 55,806     | 37,951     |
| 寄付金          | 636        | -          |
| 旅費交通費        | 196,147    | 191,623    |
| 租税公課         | 206,178    | 222,767    |
| 不動産賃借料       | 887,968    | 1,182,703  |
| 退職給付費用       | 469,713    | 373,920    |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 38,970     | 33,750     |
| 固定資産減価償却費    | 1,181,438  | 963,183    |
| 諸経費          | 1,094,627  | 1,354,169  |
| 一般管理費計       | 10,204,869 | 10,862,351 |
| 営業利益         | 11,796,843 | 16,203,530 |

(単位:千円)

|                | 前事業年度<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) |
|----------------|--|--|
| 営業外収益          |  |  |
| 受取配当金          | 1 257,704                              | 1 144,660                              |
| 有価証券利息         | 11,102                                 | 13,966                                 |
| 受取利息           | 10,598                                 | 9,117                                  |
| 時効成立分配金・償還金    | 21,305                                 | 44,877                                 |
| 投資有価証券売却益      | 279,443                                | 64,122                                 |
| 有価証券償還益        | 101,052                                | 63,228                                 |
| その他            | 44,912                                 | 34,445                                 |
| 営業外収益計         | 726,118                                | 374,418                                |
| 営業外費用          |  |  |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 19,392                                 | 16,985                                 |
| 投資有価証券売却損      | 36,469                                 | 3,171                                  |
| 有価証券償還損        | 33,338                                 | 18,848                                 |
| 投資不動産管理費用      | 16,271                                 | 16,864                                 |
| 貯蔵品廃棄損         | 9,990                                  | 9,503                                  |
| その他            | 13,120                                 | 9,343                                  |
| 営業外費用計         | 128,584                                | 74,716                                 |
| 経常利益           | 12,394,377                             | 16,503,232                             |
| 特別利益           |  |  |
| 投資有価証券売却益      | 39,827                                 | -                                      |
| 固定資産売却益        | 31                                     | -                                      |
| その他            | 16,466                                 | -                                      |

|              |   |            |   |            |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 特別利益計        |   | 56,325     |   | -          |
| 特別損失         |   |            |   |            |
| 固定資産除却損      | 2 | 129,816    | 2 | 888        |
| 本社移転関連費用     |   | 1,099,913  |   | -          |
| その他          |   | 14,428     |   | -          |
| 特別損失計        |   | 1,244,158  |   | 888        |
| 税引前当期純利益     |   | 11,206,544 |   | 16,502,343 |
| 法人税、住民税及び事業税 |   | 4,286,691  |   | 6,525,874  |
| 法人税等調整額      |   | 109,902    |   | 150,022    |
| 法人税等合計       |   | 4,176,789  |   | 6,375,851  |
| 当期純利益        |   | 7,029,755  |   | 10,126,492 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本       |            |         |                     |            | 株主資本合計     |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
|                     | 資本金        | 資本剰余金      | 利益剰余金   |                     |            |            |
|                     |            | 資本準備金      | 利益準備金   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |            |
| 当期首残高               | 15,174,272 | 11,495,727 | 974,297 | 7,715,116           | 8,089,414  | 34,759,414 |
| 当期変動額               |            |            |         |                     |            |            |
| 剰余金の配当              | -          | -          | -       | △7,022,149          | △7,022,149 | △7,022,149 |
| 当期純利益               | -          | -          | -       | 7,029,755           | 7,029,755  | 7,029,755  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -          | -          | -       | -                   | -          | -          |
| 当期変動額合計             | -          | -          | -       | 7,606               | 7,606      | 7,606      |
| 当期末残高               | 15,174,272 | 11,495,727 | 974,297 | 7,722,723           | 8,097,020  | 34,767,020 |

|                     | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計      |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高               | 33,879       | 53,783  | 87,663     | 34,847,077 |
| 当期変動額               |              |         |            |            |
| 剰余金の配当              | -            | -       | -          | △7,022,149 |
| 当期純利益               | -            | -       | -          | 7,029,755  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 430,470      | △53,783 | 376,686    | 376,686    |
| 当期変動額合計             | 430,470      | △53,783 | 376,686    | 384,293    |
| 当期末残高               | 464,350      | -       | 464,350    | 35,231,371 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本       |            |         |                     |            | 株主資本合計     |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
|                     | 資本金        | 資本剰余金      | 利益剰余金   |                     |            |            |
|                     |            | 資本準備金      | 利益準備金   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |            |
| 当期首残高               | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,722,723           | 8,097,020  | 34,767,020 |
| 当期変動額               |            |            |         |                     |            |            |
| 剰余金の配当              | -          | -          | -       | △7,027,366          | △7,027,366 | △7,027,366 |
| 当期純利益               | -          | -          | -       | 10,126,492          | 10,126,492 | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -          | -          | -       | -                   | -          | -          |
| 当期変動額合計             | -          | -          | -       | 3,099,125           | 3,099,125  | 3,099,125  |
| 当期末残高               | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 10,821,849          | 11,196,146 | 37,866,146 |

|                     | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計      |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高               | 464,350      | -       | 464,350    | 35,231,371 |
| 当期変動額               |              |         |            |            |
| 剰余金の配当              | -            | -       | -          | △7,027,366 |
| 当期純利益               | -            | -       | -          | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 30,238       | -       | 30,238     | 30,238     |
| 当期変動額合計             | 30,238       | -       | 30,238     | 3,129,364  |
| 当期末残高               | 494,589      | -       | 494,589    | 38,360,735 |

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## （1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## （2）その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

## （1）有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 8～47年 |
| 器具備品 | 4～20年 |

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、当事業年度より有形固定資産（投資不動産を含む）の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。

この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## （表示方法の変更）

## （損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貯蔵品廃棄損」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた23,111千円は、「貯蔵品廃棄損」9,990千円、「その他」13,120千円として組替えております。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

|        | 前事業年度<br>(平成25年3月31日現在) | 当事業年度<br>(平成26年3月31日現在) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 建物     | 15,528千円                | 18,230千円                |
| 器具備品   | 250,072千円               | 249,761千円               |
| リース資産  | 409千円                   | 1,636千円                 |
| 投資建物   | 724,130千円               | 729,348千円               |
| 投資器具備品 | 23,691千円                | 24,180千円                |

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

|     | 前事業年度<br>(平成25年3月31日現在) | 当事業年度<br>(平成26年3月31日現在) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 未払金 | 2,883,398千円             | 4,508,988千円             |

## 3 保証債務

前事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719,900千円に対して保証を行っております。

## （損益計算書関係）

## 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

|       | 前事業年度<br>(自 平成24年 4月 1日<br>至 平成25年 3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成25年 4月 1日<br>至 平成26年 3月31日) |
|-------|---|---|
| 受取配当金 | 185,280千円                                 | -   |

## 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

|             | 前事業年度<br>(自 平成24年 4月 1日<br>至 平成25年 3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成25年 4月 1日<br>至 平成26年 3月31日) |
|-------------|---|---|
| 建物          | 546千円                                     | -   |
| 器具備品        | 128,892千円                                 | 888千円                                     |
| 無形固定資産(その他) | 377千円                                     | -   |
| 計           | 129,816千円                                 | 888千円                                     |

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | -              | -              | 2,608         |
| 合計    | 2,608          | -              | -              | 2,608         |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 7,022              | 2,692           | 平成24年<br>3月31日 | 平成24年<br>6月26日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 7,027百万円   |
| 配当の原資     | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額  | 2,694円     |
| 基準日       | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日     | 平成25年6月25日 |

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | -              | -              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | -              | -              | 2,608         |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成25年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 7,027              | 2,694           | 平成25年<br>3月31日 | 平成25年<br>6月25日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,126百万円  |
| 配当の原資     | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額  | 3,882円     |
| 基準日       | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日     | 平成26年6月26日 |

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

( ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません( <注2>参照のこと)。

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

|                             | 貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金                   | 14,380,327   | 14,380,327 | -  |
| (2) 未収委託者報酬                 | 7,183,011    | 7,183,011  | -  |
| (3) 未収入金                    | 521,825      | 521,825    | -  |
| (4) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 16,711,401   | 16,711,401 | -  |
| 資産計                         | 38,796,567   | 38,796,567 | -  |
| (1) 未払手数料                   | 3,764,501    | 3,764,501  | -  |
| (2) その他未払金                  | 2,908,061    | 2,908,061  | -  |
| (3) 未払費用(*)                 | 2,782,587    | 2,782,587  | -  |
| 負債計                         | 9,455,149    | 9,455,149  | -  |

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

|                             | 貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金                   | 15,186,222   | 15,186,222 | -  |
| (2) 未収委託者報酬                 | 8,265,950    | 8,265,950  | -  |
| (3) 未収入金                    | -            | -          | -  |
| (4) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 22,283,329   | 22,283,329 | -  |
| 資産計                         | 45,735,503   | 45,735,503 | -  |
| (1) 未払手数料                   | 4,277,412    | 4,277,412  | -  |
| (2) その他未払金                  | 4,635,414    | 4,635,414  | -  |
| (3) 未払費用(*)                 | 2,678,610    | 2,678,610  | -  |
| 負債計                         | 11,591,437   | 11,591,437 | -  |

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。



## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資 産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

## 負 債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分                         | 前事業年度<br>(平成25年3月31日現在) | 当事業年度<br>(平成26年3月31日現在) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) その他有価証券<br>非上場株式       | 1,059,169               | 1,059,169               |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式<br>子会社株式 | 5,141,069               | 5,141,069               |
| (3) 差入保証金                  | 1,000,820               | 997,594                 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

|                                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                             | 14,380,327 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬                           | 7,183,011  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | -          | 1,434,397   | 4,840,276    | -    |
| 合計                                | 21,563,339 | 1,434,397   | 4,840,276    | -    |

当事業年度（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

|              | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金        | 15,186,222 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 8,265,950  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |            |             |              |      |

|                   |            |           |           |        |
|-------------------|------------|-----------|-----------|--------|
| その他有価証券のうち満期があるもの | -          | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |
| 合計                | 23,452,173 | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日現在)

|                      | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                  |              |            |
| (1) 株式               | 93,459           | 55,101       | 38,357     |
| (2) その他              |                  |              |            |
| 証券投資信託の受益証券          | 6,224,312        | 5,440,857    | 783,455    |
| 小計                   | 6,317,771        | 5,495,959    | 821,812    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                  |              |            |
| その他                  |                  |              |            |
| 証券投資信託の受益証券          | 10,393,629       | 10,493,953   | 100,323    |
| 小計                   | 10,393,629       | 10,493,953   | 100,323    |
| 合計                   | 16,711,401       | 15,989,912   | 721,489    |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

|                     | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの |                  |              |            |
| (1) 株式              | 113,247          | 55,101       | 58,145     |
| (2) その他             |                  |              |            |
| 証券投資信託の受益証券         | 5,625,179        | 4,873,552    | 751,626    |
| 小計                  | 5,738,426        | 4,928,653    | 809,772    |

|                      |            |            |         |
|----------------------|------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |            |            |         |
| その他                  |            |            |         |
| 証券投資信託の受益証券          | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299  |
| 小計                   | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299  |
| 合計                   | 22,283,329 | 21,514,856 | 768,472 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類          | 売却額<br>(千円) | 売却益の合計額<br>(千円) | 売却損の合計額<br>(千円) |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1) 株式      | 141,128     | 39,827          | -               |
| (2) その他     |             |                 |                 |
| 証券投資信託の受益証券 | 28,114,625  | 279,443         | 36,469          |
| 合計          | 28,255,753  | 319,271         | 36,469          |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類          | 売却額<br>(千円) | 売却益の合計額<br>(千円) | 売却損の合計額<br>(千円) |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| その他         |             |                 |                 |
| 証券投資信託の受益証券 | 24,501,921  | 64,122          | 3,171           |
| 合計          | 24,501,921  | 64,122          | 3,171           |

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

### (退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項

|         |             |
|---------|-------------|
| 退職給付債務  | 1,935,442千円 |
| 退職給付引当金 | 1,935,442千円 |

#### 3. 退職給付費用に関する事項

|        |           |
|--------|-----------|
| 勤務費用   | 301,777千円 |
| その他    | 167,935千円 |
| 退職給付費用 | 469,713千円 |

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |             |
|--------------|-------------|
| 期首における退職給付債務 | 1,935,442千円 |
| 勤務費用         | 201,327千円   |
| 退職給付の支払額     | 177,317千円   |
| 期末における退職給付債務 | 1,959,451千円 |

#### (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | -           |
| 年金資産                | -           |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |
| 退職給付引当金             | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |

#### (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用            | 201,327千円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 201,327千円 |

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172,593千円でありました。

#### (表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

#### (税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

（単位：千円）

|               | 前事業年度<br>(平成25年3月31日現在) | 当事業年度<br>(平成26年3月31日現在) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>繰延税金資産</b> |                         |                         |
| 減損損失          | 837,121                 | 833,243                 |
| 退職給付引当金       | 693,199                 | 698,348                 |
| 未払事業税         | 154,219                 | 335,386                 |
| 賞与引当金         | 280,855                 | 287,721                 |
| 連結法人間取引(譲渡損)  | 264,269                 | 141,925                 |
| 投資有価証券評価損     | 128,953                 | 128,953                 |
| 繰延資産          | 157,330                 | 121,437                 |
| 出資金評価損        | 114,425                 | 116,888                 |
| 未払社会保険料       | 43,411                  | 38,787                  |
| 器具備品          | 33,316                  | 33,316                  |
| 役員退職慰労引当金     | 24,920                  | 28,611                  |
| その他           | 29,627                  | 24,709                  |
| 繰延税金資産小計      | 2,761,651               | 2,789,330               |
| 評価性引当額        | 1,323,069               | 1,200,725               |
| 繰延税金資産合計      | 1,438,582               | 1,588,604               |
| <b>繰延税金負債</b> |                         |                         |
| 連結法人間取引(譲渡益)  | 2,428,233               | 2,428,233               |
| その他有価証券評価差額金  | 257,138                 | 273,883                 |
| その他           | 1,888                   | 1,888                   |
| 繰延税金負債合計      | 2,687,261               | 2,704,006               |
| 繰延税金負債の純額     | 1,248,679               | 1,115,401               |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

## (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

### [関連情報]

#### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類  | 会社等の名称                                  | 所在地       | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容   | 取引金額(千円)  | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|---|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133           | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0       | 経営管理      | 債務保証(注) | 1,591,590 | -  | -        |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類  | 会社等の名称                                  | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容   | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|---------------------------|-----------|---------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133               | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0               | 経営管理      | 債務保証(注) | 1,719,900    | -  | -            |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

## 前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類          | 会社等の名称              | 所在地     | 資本金または出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係       | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目      | 期末残高<br>(千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株)             | 東京都千代田区 | 100,000            | 金融商品取引業 | -                         | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 20,510,864   | 未払手数料   | 2,758,584    |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区  | 3,000              | 情報サービス業 | -                         | ソフトウェアの開発       | ソフトウェアの購入    | 1,205,721    | 未払費用    | 82,519       |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株)          | 東京都中央区  | 100                | 不動産管理業  | -                         | 本社ビルの管理         | 不動産の賃借料      | 1,194,567    | 長期差入保証金 | 971,157      |
|             |                     |         |                    |         |                           |                 |              |              | 未収入金    | 511,559      |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類          | 会社等の名称              | 所在地     | 資本金または出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係       | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|-------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株)             | 東京都千代田区 | 100,000            | 金融商品取引業 | -                         | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 25,994,992   | 未払手数料 | 3,216,077    |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区  | 3,000              | 情報サービス業 | -                         | ソフトウェアの開発       | ソフトウェアの購入    | 678,054      | 未払費用  | 393,881      |

|             |            |        |     |        |   |         |         |         |         |         |
|-------------|------------|--------|-----|--------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 978,984 | 長期差入保証金 | 971,157 |
|-------------|------------|--------|-----|--------|---|---------|---------|---------|---------|---------|

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

| 前事業年度<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |            | 当事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) |            |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額                              | 13,506.24円 | 1株当たり純資産額                              | 14,705.91円 |
| 1株当たり当期純利益                             | 2,694.91円  | 1株当たり当期純利益                             | 3,882.07円  |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

|                 | 前事業年度<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(千円)       | 7,029,755                              | 10,126,492                             |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525                              | 2,608,525                              |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

| 名 称                     | 資本金の額<br>単位：百万円<br>(平成26年3月末日現在) | 事業の内容                                 |
|-------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 大和証券株式会社                | 100,000                          | 金融商品取引法に定める<br>第一種金融商品取引業を<br>営んでいます。 |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 4,500                            |                                       |
| クレディ・スイス証券株式会社          | 78,100                           |                                       |
| ゴールドマン・サックス証券会社         | 83,616                           |                                       |
| シティグループ証券株式会社           | 96,307                           |                                       |
| ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店     | 31,703                           |                                       |
| ドイツ証券株式会社               | 72,728                           |                                       |
| 野村証券株式会社                | 10,000                           |                                       |
| パークレイズ証券株式会社            | 32,945                           |                                       |
| みずほ証券株式会社               | 125,167                          |                                       |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社   | 40,500                           |                                       |
| モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社    | 62,149                           |                                       |
| UBS証券会社                 | 46,450                           |                                       |

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受託証券とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

### 3 【資本関係】

該当事項はありません。

#### <再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

| (提出年月日)    | (書類名)                             |
|------------|-----------------------------------|
| 平成25年10月3日 | 有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書(第12期)・同添付書類 |
| 平成26年4月3日  | 半期報告書(13期中)、有価証券届出書の訂正届出書         |

**独立監査人の監査報告書**

平成26年 5月26日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年8月13日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内田 和男 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信 - 東証電気機器株価指数の平成25年7月11日から平成26年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信 - 東証電気機器株価指数の平成26年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。